

(その1) ※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな) (りっけんみんしゅとうちばけんたいじゅうさんくそうしゅ)

- 1 政治団体の名称 立憲民主党千葉県第13区総支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県鎌ヶ谷市南初富6-1-7 3階
- 3 代表者の氏名 宮川 伸
- 4 会計責任者の氏名 窪田 優

問合せ先

(担当者) 宮川 葉子

(電話) 047-497-8568

(担当者) _____

(電話) _____

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体
 第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名 宮川 伸
 ・公職の種類 衆議院議員
 (該当する方に○→) (現職)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
 1年を通じて適用
 対象年の途中での適用の異動あり
 (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
令和2年9月18日 から 令和2年12月31日 まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

政党の支部 政党
 その他の政治団体(後援会等) 政治資金団体
 その他の政治団体の支部 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無
 有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類 _____
 (該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

・資金管理団体の指定の期間
 1年を通じて適用
 対象年の途中での適用の異動あり
 (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

(下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。)

団体コード	翌年への繰越金
194450	

- 注意(1)上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
- (2)上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
- (3)記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (4)提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

2/2
H 1 ✓

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	←	12,002	500	
① (前年からの繰越額)			0	
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)		12,002	500	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)		6,471	300	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))		5,531	200	

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 A			2,500	
員 数				2

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	3,000,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	3,000,000	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 B (ア+イ)	3,000,000	← 内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考				
1	経	常	経	費	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
(1)	人		件	費		2,	286,	932						
(2)	光		熱	水	費			0						
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	666,	100					
(4)	事		務	所	費	1,	063,	721						
小 計 ((1)~(4))					4,	016,	753							
2	政	治	活	動	費	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
(1)	組		織	活	動	費		258,	987					
(2)	選		挙	関	係	費			0					
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※					2,	194,	180						
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費							0						
	イ 宣伝事業費					2,	194,	180						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費							0						
	エ その他の事業費							0						
(4)	調		査	研	究	費		1,	380					
(5)	寄		附	・	交	付	金		0					
(6)	その他の経費							0						
小 計 ((1)~(6))					2,	454,	547						うち本部・支部間の交付金合計 円	
合 計					6,	471,	300						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（備品費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあつては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	備考
パソコン代	十億	百万	千円 151,656	R2.12.10	株式会社日本HP	東京都江東区大島2-2-1	
この頁の小計			151,656				
その他の支出			23,246				
合計			174,902				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピーカウンターチャージ代			14,001	R2. 9. 23	株式会社エーワン	東京都葛飾区亀有3-10-2泉ビル2F	
コピー用紙・両面テープ代			12,531	R2. 9. 25	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀12	
コピーカウンターチャージ代			15,133	R2. 10. 20	株式会社エーワン	東京都葛飾区亀有3-10-2泉ビル2F	
インクトナー・コピー用紙代			39,062	R2. 10. 23	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀12	
折機用消耗品セット			10,130	R2. 10. 27	日本機器株式会社	大阪市西区靱本町3丁目6-8	
コピーカウンターチャージ代			24,610	R2. 11. 20	株式会社エーワン	東京都葛飾区亀有3-10-2泉ビル2F	
封筒代			64,640	R2. 11. 22	株式会社グラフィック	京都市伏見区下鳥羽東芹川町33	
インクトナー・コピー用紙代			34,004	R2. 11. 25	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀12	
コピーカウンターチャージ代			14,703	R2. 12. 21	株式会社エーワン	東京都葛飾区亀有3-10-2泉ビル2F	
トナーカートリッジ・文具代			82,607	R2. 12. 25	株式会社山晴堂	千葉県富津市大堀12	
この頁の小計			311,421				
その他の支出			124,817				
合計			436,238				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費（定期購読料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
新聞定期購読料	十億	百万	千 円	R2. 9. 28	読売センター新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-2-18	
新聞定期購読料			10,380	R2. 10. 27	読売センター新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-2-18	
新聞定期購読料			10,380	R2. 11. 27	読売センター新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-2-18	
新聞定期購読料			10,380	R2. 12. 28	読売センター新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市南初富6-2-18	
この頁の小計			41,520				
その他の支出			13,440				
合計			54,960				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃	十億	百万	千円	R2. 10. 23	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1	
事務所家賃			243,026	R2. 11. 22	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1	
月極駐車場代			239,089	R2. 12. 4	上茂駐車場 老沼登志子	東京都荒川区西日暮里1-4-3	
事務所家賃			24,000	R2. 12. 14	有限会社シンエステート	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-1	
			239,111				
この頁の小計			745,226				
その他の支出			550				
合計			745,776				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金	十億	百万	千 円	R2. 9. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス	
電話料金			14,928	R2. 9. 30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金			10,838	R2. 10. 23	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス	
電話料金			18,332	R2. 11. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス	
電話料金			15,767	R2. 12. 25	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス	
電話料金			19,049				
この頁の小計			78,914				
その他の支出			90,227				
合計			169,141				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所車自動車保険料	十億	百万	千 円 122,670	R2. 12. 25	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	
この頁の小計			122,670				
その他の支出			26,134				
合計			148,804				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金		(行事・会議費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
講演料			11	137	R2. 10. 12	サイボウズ株式会社	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー28F	
講演料			55	685	R2. 11. 22	高野 孟	千葉県鴨川市金東97	
国政報告会会場費			57	200	R2. 12. 5	HOTEL MARK-1 CNT	千葉県印西市中央南1-10	
この頁の小計			124	022				
その他の支出			24	269				
合計			148	291				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝広告費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
チラシ印刷代			34,670	R2.9.29	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			12,126	R2.9.30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
ポスター貼付用シール代			67,100	R2.10.5	株式会社マテリア	横浜市中区伊勢佐木町2-78栄浜楼ビル3階	
ポスター印刷代			382,800	R2.10.5	株式会社弘報社	千葉県緑区古市場町474-268 ちば印刷団地	
チラシポスティング代			176,000	R2.10.5	有限会社ポスト・イン デポ	千葉県船橋市金杉7丁目11番1号	
チラシ印刷代			10,590	R2.10.8	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			32,994	R2.10.8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
政党掲示板ステッカー印刷代			83,990	R2.10.13	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			10,590	R2.10.14	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			34,530	R2.10.16	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			30,660	R2.10.20	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ印刷代			19,050	R2.10.21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
ポスター印刷代			16,150	R2.10.21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計			911,250				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝広告費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
チラシ印刷代			36	405	R2. 10. 24	株式会社プリントパック、 京都府向日市森本町野田3-1
チラシ郵送代			18	060	R2. 10. 24	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
チラシ郵送代			17	052	R2. 10. 29	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
チラシ郵送代			39	055	R2. 10. 29	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
チラシ郵送代			10	500	R2. 11. 4	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
チラシ郵送代			15	372	R2. 11. 5	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
チラシ印刷代			30	870	R2. 11. 6	株式会社プリントパック、 京都府向日市森本町野田3-1
ポスター印刷代			160	600	R2. 11. 11	株式会社弘報社、 千葉市緑区古市場町474-268 ちば印刷団地
ポスター印刷代			15	210	R2. 11. 14	株式会社プリントパック、 京都府向日市森本町野田3-1
チラシ郵送代			21	840	R2. 11. 16	日本郵便株式会社、 東京都千代田区大手町2-3-1
ブラストメール使用料			10	450	R2. 11. 20	株式会社ラクスライトクラウド、 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 S-FRONT代々木2階
チラシ印刷代			10	700	R2. 11. 22	株式会社グラフィック、 京都市伏見区下鳥羽東芹川町33
チラシ印刷代			36	405	R2. 11. 29	株式会社プリントパック、 京都府向日市森本町野田3-1
この頁の小計			422	519		
その他の支出						
合計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(宣伝広告費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円				
チラシ郵送代			15	820	R2. 11. 30	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
PR動画制作代			150	000	R2. 12. 4	株式会社omegane	千葉県印旛郡酒々井町東酒々井4-4-254	
チラシ印刷代			22	145	R2. 12. 10	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			12	600	R2. 12. 17	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
チラシ印刷代			24	790	R2. 12. 17	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			15	185	R2. 12. 18	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			24	790	R2. 12. 21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			19	335	R2. 12. 21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			24	790	R2. 12. 21	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ郵送代			13	680	R2. 12. 23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
ポスター印刷代			13	240	R2. 12. 25	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			22	865	R2. 12. 28	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
チラシ印刷代			24	790	R2. 12. 28	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計			384	030				
その他の支出			153	323				
合計			1,871	122				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(遊説費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
宣伝車カーメンテナンス代	十億	百万	千	円	R2. 11. 24	ENEOSフロンティア千葉Co DDセルフ鎌ヶ谷店	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4丁目6-22	
宣伝車自動車保険料			119	460	R2. 12. 25	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	
宣伝車購入代			150	000	R2. 12. 29	特定非営利活動法人輝け酒々井まちづくり研究会	千葉県印旛郡酒々井町中央台3-3-1 中央台ハイツ7-301	
この頁の小計			286	480				
その他の支出			36	578				
合計			323	058				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 17 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第13区総支部**

会計責任者の氏名 **窪田 優**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

政治資金監査報告書

令和3年2月17日

立憲民主党千葉県第13区総支部

代表 宮川 伸 殿

登録政治資金監査人 **高橋 和枝**

登録番号 第 2314号

研修修了年月日 平成21年2月20日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第13区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第13区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第13区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党千葉県第13区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上